

令和7年度第3回川崎市社会教育委員会 定例会

日 時 令和7年8月29日(金)
18:30～20:30
場 所 高津市民館 大会議室

次 第

- 1 開会 (18:30～18:35)
- 2 報告事項
 - (1) 平和教育映像教材等連絡調整会議への委員の派遣について 【資料1】
(18:35～18:45)
 - (2) 川崎市多摩市民館、川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理予定者について (18:45～19:15) 【資料2】
 - (3) 次期教育プラン策定に向けたキーププロジェクトの検討について 【資料3】
(19:15～20:00)
 - (4) 専門部会報告 (20:00～20:15) 【資料4】
- 3 その他 (20:15～20:30)
- 4 閉会

※ () 内は質疑応答を含む想定時間

7 川教総セ第 1 2 2 9 号

令和 7 年 7 月 2 4 日

各関係団体 御中

川崎市総合教育センター

所 長 大 野 恵 美

令和 7 年度平和教育映像教材等連絡調整会議に係る関係者の派遣について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。当総合教育センターの事業につきまして、格別の御理解とお力添えをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、川崎市では昭和 5 9 年度より平和教育推進事業の一環として、平和教育問題等に関する映像教材等を購入し、広く市民の利用を進めながら視聴覚ライブラリーの運営を行っております。

今年度も映像教材の購入にあたり、令和 7 年度平和教育映像教材等連絡調整会議を開催し、選定候補教材をご視聴いただき出席者の皆様より専門的な見地からのご感想等を賜りたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、本会議の関係者として貴団体より会員 1 名を派遣くださいますようお願いいたします。

記

- 1 派遣依頼候補者 1 名
- 2 添付書類 平和教育映像教材等選連絡調整会議 出席者派遣書
- 3 締め切り 令和 7 年 8 月 1 5 日（金）までに情報・視聴覚センターまで返送願います。

なお、会議は、令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）9：30～16：00に川崎市総合教育センター第 2 研修室にて開催予定ですが、出席依頼文は後日改めて送付いたします。

〒213-0001

川崎市高津区溝口 6-9-3

川崎市総合教育センター

情報・視聴覚センター 永森 担当

電話 044-844-3712

FAX 044-844-3651

mail 88zyojoc@city.kawasaki.jp

令和 7 年度平和教育映像教材等連絡調整会議職員推薦依頼団体・所属一覧

番 号	団 体 名
①	川崎市地域女性連絡協議会
②	川崎市教職員組合
③	川崎市平和館
④	多文化活動連絡協議会
⑤	川崎市社会教育委員会
⑥	川崎市立小学校長会
⑦	川崎市立中学校長会
⑧	中原市民館社会教育振興担当
⑨	教育政策室人権・多文化共生教育担当

川崎市多摩市民館の指定管理予定者について

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市多摩市民館
(2) 所在地	川崎市多摩区登戸 1 7 7 5 番地 1
(3) 設置条例	川崎市市民館条例
(4) 設置目的	市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。
(5) 施設の事業内容	ア 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 イ 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 ウ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 エ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 オ 文化活動の奨励を行うこと。 カ 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。 キ 社会教育関係団体の育成を図ること。 ク 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。
(6) 現在の管理者	直営
(7) 現在の管理運営費	1 1 5, 1 5 2 千円

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 名称	市民・まんなか
(2) 住所	東京都府中市宮町 1 丁目 1 0 0 番地ル・シーニュ 5 階
(3) 代表者名	代表 林 丈雄

代表者

(1) 名称	特定非営利活動法人エンツリー
(2) 住所	東京都府中市宮町1丁目100番地ル・シーニュ5階
(3) 代表者名	理事長 林 丈雄
(4) 設立	平成20年10月20日
(5) 資産総額	2,941万5,013円
(6) 職員数	24人
(7) 目的	広く一般市民に対して、子育て期、熟年期などさまざまなライフステージの中で生涯学習の流れに沿って学習を進めてきた多くの女性の学びが、単に学びに終わるだけでなくボランティア活動、市民活動、就労、起業など、より積極的な形での社会参画につながることを支援する事業を行い、かつその結果発揮される能力がより暮らしやすい地域づくり、子どもの健全育成、男女共同参画社会の形成促進に寄与することを目的とし、併せて日本に居住する外国人に対してもその成果を共有することを目的とする。
(8) 事業実績	ア 府中市市民活動センター指定管理者 イ 府中市多文化共生センターDIVE運営業務の受託 ほか
(9) 決算 (令和6年度)	総収入 122,919千円 総支出 116,843千円 当期損益 6,076千円 累積損益 29,415千円

構成員

(1) 名称	特定非営利活動法人ぐらすかわさき
(2) 住所	川崎市中原区新城5丁目2番13号
(3) 代表者名	理事長 小林 寛志
(4) 設立	平成13年6月13日
(5) 資産総額	798万334円
(6) 職員数	6人
(7) 目的	地域の人々が日々の暮らしの中で気がついた問題を持ち寄り、語り合い、主体的に問題を解決していく、その活動を応援する。また、障害の有無にかかわらず、大人も子どもも生き生きと暮らし働ける地域社会の創出を目指し、開かれた場をつくることを目的とする。
(8) 事業実績	就労系障害福祉サービス事業所（メサ・グランデ）の運営 ほか
(9) 決算 (令和6年度)	総収入 25,410千円 総支出 27,270千円 当期損益 △3,573千円 累積損益 7,980千円

構成員

(1) 名称	株式会社プレルーディオ
(2) 住所	川崎市麻生区万福寺1丁目16番6号
(3) 代表者名	代表取締役 黒田 晋平
(4) 設立	平成14年3月26日
(5) 資本の額	2,300万円
(6) 従業員数	42人
(7) 目的	ア 教育・研究開発に関する技術・情報の仲介あつせん及びコンサルタント業務 イ 各種演奏会、オペラ、バレエ、ミュージカル等の公演の企画・運営管理の受託・請負業務、チケット販売、通訳業務 ウ 演奏会の衣装・大道具等の貸出し、運送、保管、倉庫業 エ 音楽・バレエ教室の企画・運営管理の受託・請負業務 オ 各種公開講座、講演会、展示会、研究会、シンポジウム等の企画・管理運営の受託・請負業務 ほか
(8) 事業実績	ア 川崎市アートセンター指定管理者 イ 川崎市スポーツ・文化総合センター事業の受託 ほか
(9) 決算 (令和5年度)	総収入 393,522千円 総支出 382,314千円 当期損益 7,664千円 累積損益 124,646千円

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事 業 内 容
社会教育振興事業	市民ボランティアや団体など地域ネットワークの確実な継承
	新たに多文化共生サロンを実施
	ロビースペースに「学びの書棚コーナー」を設置し、講座関連書籍等の展示
	社会教育主事任用資格保有者 1 名を配置
自主事業	大ホール、大会議室等で様々なジャンルの事業を実施（コンサート、落語、演劇等）
	来館するきっかけづくりとして、「ボードゲーム大会」の開催
	空き会議室等を活用した学習スペースの設置
広報活動	利用の少ない若い世代の参加を促すため、広報媒体のトータルデザインを行うなど、わかりやすく親しみやすい広報を展開
	S N S による双方向情報発信などデジタルメディアの活用
	施設内に複数台のデジタルサイネージを設置し情報提供
施設運営	生涯学習・市民活動の相談を行うコンシェルジュの配置
	利用者の声を聴く利用者懇談会を年 2 回実施

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む）					
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	合 計
収 入	157,685	160,960	164,235	167,605	172,335	822,820
指定管理料	126,650	129,183	131,767	134,402	137,043	659,045
利用料金	30,665	31,278	31,904	32,542	33,193	159,582
その他の収入	370	499	564	661	2,099	4,193
支 出	157,685	160,960	164,235	167,605	172,335	822,820

別紙

川崎市多摩市民館の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

現地見学会・説明会参加：13団体

応募団体：1団体

応募団体名	代 表 者	構 成 員
市民・まんなか	特定非営利活動法人エンツリー	特定非営利活動法人ぐらすかわさき
		株式会社プレルーディオ

2 教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会委員

荻野 亮吾 日本女子大学人間社会学部准教授

齋藤 博 東洋大学福祉社会デザイン学部准教授

柴田 彩千子 東京学芸大学総合教育科学系教授

志村 恵美子 公認会計士、税理士

野口 武悟 専修大学文学部教授

3 選定理由

仕様書に定める管理の基準を満たし、指定管理業務を適切に実施する提案がなされ、収支計画や人員配置・勤務体制等が妥当と判断された。また、社会教育振興事業に対する考え方、ボランティアや地域団体との連携・市民館運営に関する考え方等について、有益な提案がなされたことを評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点450点以上）

選 定 基 準	配 点	市民・まんなか
1 事業目的の達成とサービス向上への取組	375点	244点
2 事業経営計画と管理経費縮減等への取組	200点	120点
3 事業の安定性・継続性の確保への取組	75点	44点
4 応募団体自身についての評価	50点	32点
5 応募団体の取組	50点	30点
合 計	750点	470点

5 提案額

659,045千円（5年総額）

川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理予定者について

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市麻生市民館、川崎市立麻生図書館
(2) 所在地	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
(3) 設置条例	川崎市市民館条例、川崎市立図書館条例
(4) 設置目的	(川崎市麻生市民館) 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。 (川崎市立麻生図書館) 図書館法（昭和25年法律第118号）第1条を達成することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	(川崎市麻生市民館) ア 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 イ 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 ウ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 エ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 オ 文化活動の奨励を行うこと。 カ 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。 キ 社会教育関係団体の育成を図ること。 ク 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 (川崎市立麻生図書館) ア 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。 イ 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。 ウ 学校図書館、他の地方公共団体の公立図書館等と緊密に連絡し、及び協力し、並びに他の地方公共団体の公立図書館等と図書館資料の相互貸借を行うこと。 エ 閲覧所、配本所及び自動車文庫を運営すること。 オ 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びそれらの開催を奨励すること。 カ 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
(6) 現在の管理者	直営
(7) 現在の管理運営費	314,623千円（川崎市麻生市民館岡上分館及び川崎市立麻生図書館柿生分館分を含む。）

(1) 名称	川崎市麻生市民館岡上分館
(2) 所在地	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
(3) 設置条例	川崎市市民館条例
(4) 設置目的	市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。
(5) 施設の事業内容	ア 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 イ 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 ウ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 エ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 オ 文化活動の奨励を行うこと。 カ 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。 キ 社会教育関係団体の育成を図ること。 ク 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。
(6) 現在の管理者	直営
(7) 現在の管理運営費	314,623千円（川崎市麻生市民館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館分を含む。）

(1) 名称	川崎市立麻生図書館柿生分館
(2) 所在地	川崎市麻生区片平3丁目3番1号
(3) 設置条例	川崎市立図書館条例
(4) 設置目的	図書館法（昭和25年法律第118号）第1条を達成することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	ア 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。 イ 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。 ウ 学校図書館、他の地方公共団体の公立図書館等と緊密に連絡し、及び協力し、並びに他の地方公共団体の公立図書館等と図書館資料の相互貸借を行うこと。 エ 閲覧所、配本所及び自動車文庫を運営すること。 オ 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びそれらの開催を奨励すること。 カ 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
(6) 現在の管理者	直営
(7) 現在の管理運営費	314,623千円（川崎市麻生市民館、川崎市立麻生図書館及び川崎市麻生市民館岡上分館分を含む。）

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 名称	あさお・未来共創パートナーズ
(2) 住所	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
(3) 代表者名	代表 淡野 文孝

代表者

(1) 名称	アクティオ株式会社
(2) 住所	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
(3) 代表者名	代表取締役 淡野 文孝
(4) 設立	昭和62年2月27日
(5) 資本の額	9,900万円
(6) 従業員数	2,636人
(7) 目的	ア 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 イ 美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 ウ 商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 エ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案、実施運営、事務局に関する業務 オ 都市計画、都市再開発、緑化工事の設計監理の受託業務 ほか
(8) 事業実績	ア 川崎市高津市民館指定管理者 イ 川崎市高津市民館橘分館指定管理者 ウ 川崎市立高津図書館橘分館指定管理者 エ 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設指定管理者 オ 横浜市白幡地区センター指定管理者 ほか
(9) 決算 (令和6年度)	総収入 10,708,533千円 総支出 10,271,044千円 当期損益 437,509千円 累積損益 668,012千円

構成員

(1) 名称	公益財団法人川崎市生涯学習財団
(2) 住所	川崎市中原区今井南町28番41号
(3) 代表者名	理事長 石井 宏之
(4) 設立	平成24年4月1日（旧財団の設立年月日平成2年5月22日）
(5) 基本財産	2億円
(6) 職員数	34人
(7) 目的	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的とする。
(8) 事業実績	ア 川崎市高津市民館指定管理者 イ 川崎市高津市民館橋分館指定管理者 ウ 川崎市立高津図書館橋分館指定管理者 エ 川崎市大山街道ふるさと館指定管理者 オ 川崎市子ども夢パーク指定管理者 ほか
(9) 決算 (令和5年度)	総収入 318,557千円 総支出 314,931千円 当期損益 3,626千円 累積損益 94,490千円

構成員

(1) 名称	株式会社サイオー
(2) 住所	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番4号
(3) 代表者名	代表取締役 橋本 一憲
(4) 設立	昭和45年3月17日
(5) 資本の額	4,000万円
(6) 従業員数	860人
(7) 目的	ア 建築物環境衛生総合管理業務 イ マンション管理業務 ウ 広域ビル群管理業務 エ 電気工事業 オ 建設業 ほか
(8) 事業実績	ア 川崎市高津市民館指定管理者 イ 川崎市高津市民館橘分館指定管理者 ウ 川崎市立高津図書館橘分館指定管理者 エ 埼玉県立武道館指定管理者 オ さいたま市大宮武道館指定管理者 ほか
(9) 決算 (令和6年度)	総収入 4,752,649千円 総支出 4,460,289千円 当期損益 222,686千円 累積損益 1,542,270千円

構成員

(1) 名称	株式会社図書館流通センター
(2) 住所	東京都文京区大塚三丁目1番1号
(3) 代表者名	代表取締役 谷一 文子
(4) 設立	昭和54年12月20日
(5) 資本の額	2億6,605万円
(6) 従業員数	10,114人
(7) 目的	ア 書籍及び雑誌の販売 イ 書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売 ウ ビデオ、CD、DVD等の視聴覚資料の販売 エ 書籍の分類・整理並びに加工 オ 一般労働者派遣事業 ほか
(8) 事業実績	ア 川崎市高津市民館指定管理者 イ 川崎市高津市民館橘分館指定管理者 ウ 川崎市立高津図書館橘分館指定管理者 エ 大和市立中央林間図書館指定管理者 オ 世田谷区立経堂図書館指定管理者 ほか
(9) 決算 (令和6年度)	総収入 56,005,778千円 総支出 54,567,119千円 当期損益 1,438,659千円 累積損益 32,266,392千円

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事 業 内 容
社会教育振興事業	これまで積み上げてきた地域を作る学びや活動、文化を継承し、市民と一緒に充実・発展
	麻生市民館岡上分館における子育て支援啓発事業「子育てひろば」事業の新規実施
	麻生市民館及び麻生市民館岡上分館にそれぞれ社会教育主事任用資格保有者1名を配置
図書館読書支援	読書のきっかけを生む「司書のミニ本棚」等各種企画展示の実施
	乳幼児、小学生、中高生と世代別の読書サービスの実施
	50%以上の図書館司書資格保有者を配置
自主事業	「まちに飛び出す図書館」として、区民まつり等のイベントに「ラッピングトラック」を運行
	ひとつテーマを設定し、施設全体を複合的に活用し事業展開する「まるごとシリーズ」(例「まるごとバリアフリー」等)を実施
広報活動	ひと目で施設の広報であると伝わるデザインを意識した一貫性・統一性のある広報
	独自の施設ホームページ(PC版、スマートフォン版)、SNS(Instagram、LINE)、施設パンフレット等の作成
施設運営	麻生図書館の開館時間の延長 月～金曜日 午前9時30分から午後7時まで ⇒ 午前9時30分から午後9時まで

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む）					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
収 入	381,884	381,210	390,282	398,982	409,092	1,961,450
指定管理料	353,233	351,958	360,523	368,934	378,751	1,813,399
利用料金	28,400	28,684	29,191	29,480	29,773	145,528
その他の収入	251	568	568	568	568	2,523
支 出	381,884	381,210	390,282	398,982	409,092	1,961,450

別紙

川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館
の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

現地見学会・説明会参加	川崎市麻生市民館及び川崎市立麻生図書館	22 団体
	川崎市麻生市民館岡上分館	19 団体
	川崎市立麻生図書館柿生分館	17 団体

応募団体：2 団体

応募団体名	代 表 者	構 成 員
あさお・未来共創パートナーズ	アクティオ株式会社	公益財団法人川崎市生涯学習財団
		株式会社サイオー
		株式会社図書館流通センター
あさおのわ	株式会社 J T B コミュニケーションデザイン	株式会社小学館集英社プロダクション
		野村不動産パートナーズ株式会社
		株式会社ヴィアックス
		株式会社有隣堂

2 教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会委員

荻野 亮吾	日本女子大学人間社会学部准教授
齋藤 博	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授
柴田 彩千子	東京学芸大学総合教育科学系教授
志村 恵美子	公認会計士、税理士
野口 武悟	専修大学文学部教授

3 選定理由

仕様書に定める管理の基準を満たし、指定管理業務を適切に実施する提案がなされ、収支計画や人員配置・勤務体制等が妥当と判断された。また、社会教育振興事業や読書支援事業に対する考え方や取組内容、地域への理解と連携による取組、市民館・図書館運営に関する考え方等について、優れた提案がなされたことを評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点450点以上）

選 定 基 準	配点	あさお・未来共創パートナーズ	あさおのわ
1 事業目的の達成とサービス向上への取組	375点	289点	286点
2 事業経営計画と管理経費縮減等への取組	200点	144点	133点
3 事業の安定性・継続性の確保への取組	75点	55点	52点
4 応募団体自身についての評価	50点	46点	34点
5 応募団体の取組	50点	42点	32点
合 計	750点	576点	537点

5 提案額

1,813,399千円（5年総額）

次期教育プラン策定に向けた キープロジェクトの検討

令和 7 年 8 月 2 9 日
教育委員会事務局

第3章 次期プラン策定に向けた考え方

1 基本的な考え方

- 今後の本市の教育においては、**市民一人ひとりが“学びの主演”、“学びの主体”となって、自らの学びを“自分事”として捉え直すことが大切**になると考えます。そのため、**次期プランでは、川崎の教育がめざす方向性を今まで以上に分かりやすく示し、すべての市民と共有しながら取組を進めていきます。**
- 同時期に策定される**総合計画との整合を図りながら**、重点的な取組テーマの設定や体系の見直しなど、次期プランの**全体構成を再検討**し、これからの社会状況の変化に機動的かつ柔軟に対応した取組を位置づけて、教育改革を進めていきます。

次期プランの位置づけ

教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけます。

また、本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、次期プランを策定します。

教育基本法（平成18年法律第120号） 抜粋
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

次期プランの対象分野

次期プランの対象分野は、教育委員会が所管する、市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

対象とする計画期間

次期プランの対象期間は、令和8（2026）年度から12年間とします。

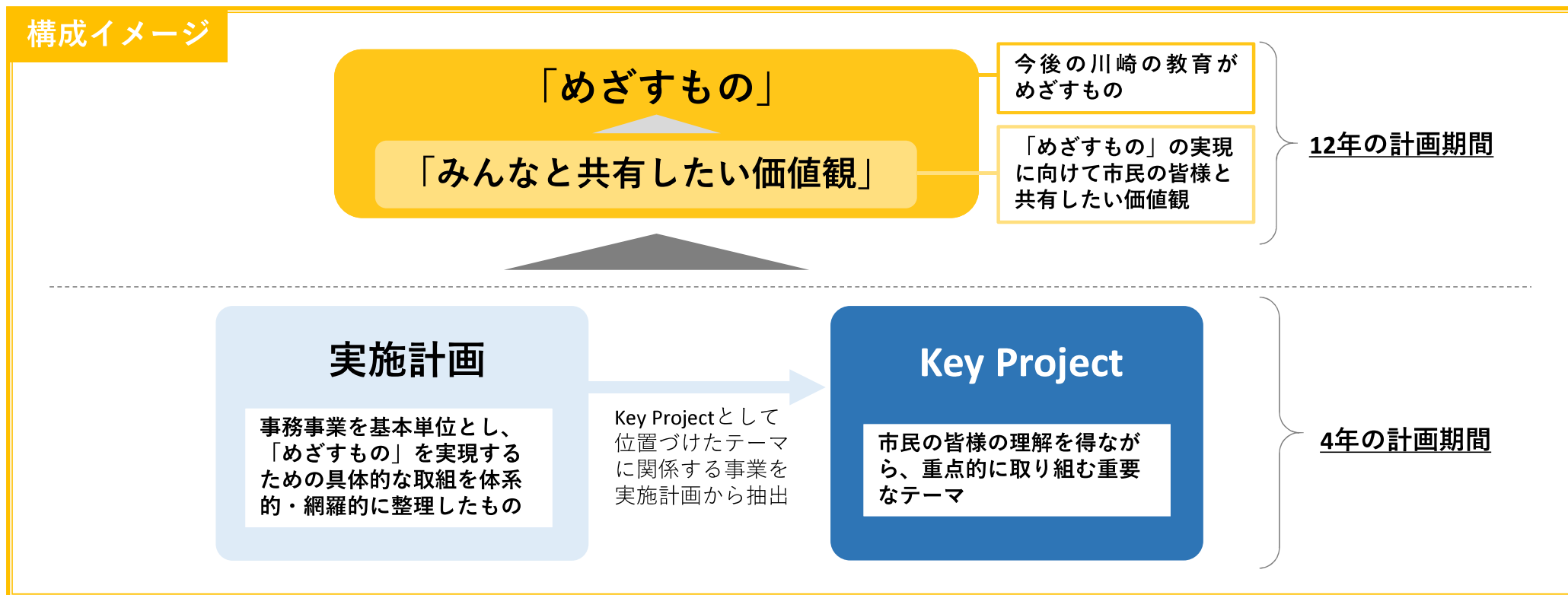
第3章 次期プラン策定に向けた考え方

1 基本的な考え方

次期プランの構成

- 12年間の計画期間を通じて実現をめざすもの（「めざすもの」）と、「めざすもの」に向けた取組を進めるにあたり、市民の皆様と共有したい価値観（「みんなと共有したい価値観」）を整理します（後述）。
- 「めざすもの」を実現する具体的な施策や事務事業等については、4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。
- 市民の皆様の理解を得ながら、重点的に取り組む重要なテーマを「Key Project」として位置づけます（後述）。

構成イメージ



第3章 次期プラン策定に向けた考え方

2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

現在の「第2次教育プラン」では、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標を「自主・自立／共生・協働」として掲げ、その方向性を踏まえた取組を進めてきました。次期プランの策定にあたって実施した市民意見聴取の結果を見ると、「第2次教育プラン」の基本理念・基本目標につながる価値観は広く共有されているとともに、新たな価値観や考え方についても、今後、必要と考えられていることなどが確認できました。

このため、現行プランの「基本理念・基本目標」の方向性は継承しつつ、新たな価値観等を盛り込みながら、市民の皆様と本市の教育を共に進めることができるよう、本市の教育がめざす内容を、新たに「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」として整理します。

✓ 「めざすもの」

川崎の教育がめざすもの。次期プランで「めざすもの」の実現に向けて取り組んでいく。

✓ 「みんなと共有したい価値観」

「めざすもの」の実現に向けて、川崎の教育とともに創っていく市民の皆様と共有したい価値観や考え方。市民の皆様と共に取組や教育活動を進めていく“合言葉”とする。

「めざすもの」

→川崎の教育がめざすもの

「みんなと共有したい価値観」

→「めざすもの」の実現に向けて市民の皆様と共有したい価値観

【参考】「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」の検討にあたっては、多くの方々から御意見をいただきました。いただいた御意見や検討経過等は参考資料に掲載しています。

第3章 次期プラン策定に向けた考え方

2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

「めざすもの」

これまで重点的に取り組んできた「キャリア在り方生き方教育」をベースにしながら、誰もが多様な個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓くことができる人を育てる「**人づくり**」と、多様性を尊重し、共に支え高め合い、誰もが安心して育つことのできる社会をつくる「**社会づくり**」の思いを込め、新たに「めざすもの」として定めます。

一人ひとりが輝き、共に未来をつくる

川崎の教育は、**今この瞬間から一人ひとりの個性を大切に、生きがいのある人生を自分らしく送ることで輝くことができる人を育てます。**そして、そのような市民が、それぞれの強みを活かしながら、**さまざまな立場や考えの人たちと協働して持続可能な社会をつくりだしていくことをめざしていきます。**

多様な人々と関わりながら、自分の力を発揮し、自らの思いで社会や地域を変えたり、新しいものをつくりだせたという経験や学びの積み重ねは、社会参画への意識や自己肯定感を高め、さまざまな困難を乗り越える力を育み、持続可能な社会づくりの基盤となります。変化の激しい時代において、社会の課題に向き合い、自分ができることを考え行動していくことのできる人を育てていくことは、教育の大切な役割です。

この「めざすもの」のもとで学び・成長したすべての人が、その人らしく生き生きと活躍し、**どこにいても心の拠り所として「川崎」があるよう、本市の教育の“灯台”として「めざすもの」を掲げ、**「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」ための取組を推進していきます。

第3章 次期プラン策定に向けた考え方

2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

「みんなと共有したい価値観」

教育プランは行政だけが進めていくものではありません。「めざすもの」の実現に向けた長い道のりは、市民の皆様と一緒に歩んでいかなければならないものです。なぜなら、**市民一人ひとりが学びの主役であり、教育プランの取組を共に進めていくパートナー**であるからです。そのためには、市民の皆様と川崎の教育で大切にしていきたい**価値観を共有し、川崎らしい人づくり・社会づくりを進めていく“合言葉”としていきます。**

「一歩、踏み出す」

私たちが生きる「正解のない」世界において、課題を解決する力や創造力は、未来の可能性を広げるために必要不可欠な要素です。大切にしたいのは、子どもも大人も学びの主役として、自分らしく一歩踏み出すことです。

私たちは、つまづきも学びに変えながら、チャレンジすることを大切にします。

「自分の幸せ みんなの豊かさ」

教育の役割は、一人ひとりが夢や希望を抱いて生きがいのある人生を歩むための土台をつくることであり、その先には誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創造があると考えています。

私たちは、子どもや教職員、保護者、すべての市民が、自分が自分であることを大切にできるよう、そして、共に学び合い、つながるよろこびを感じながら、よりよい社会をつくっていきます。

「多様性を可能性へ」

川崎は、多様性を認め合い、つながり合うことで、新しい魅力や価値を生み出してきました。

私たちは、異なる背景や立場の人たちと学び、成長することが、教育にとって必要なことだと信じています。学校も地域も一緒に、他者を想像し、互いを認め、支え合いながら、多様な価値が交差する場を創造していきます。

第3章 次期プラン策定に向けた考え方

4 “Key Project”について

基本的な考え方

- 少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、気候変動に伴う自然災害の激甚化など、これから私たちは、今まで以上に激しい変化の時代を生きることになります。
- そのような時代において、次期プランで掲げる「めざすもの」を実現していくためには、**今後の本市の教育において特に重要となるテーマを明確にし、その推進にあたっては、横断的に取り組んでいくことが必要であると考えます。**
- 次期プランでは、具体的な取組を「実施計画」として体系的・網羅的に整理していきますが、**「めざすもの」の実現に向けて市民の皆様の理解を得ながら、重点的に取り組む重要なテーマを“Key Project”として新たに位置づける**こととします。
- 不確実性が高まり、さまざまな教育課題が山積しているこれからの時代において、子どもたち一人ひとり、市民一人ひとりが、自分らしく学びを進めることができるよう、“Key Project”を推進します。

Key Projectの候補

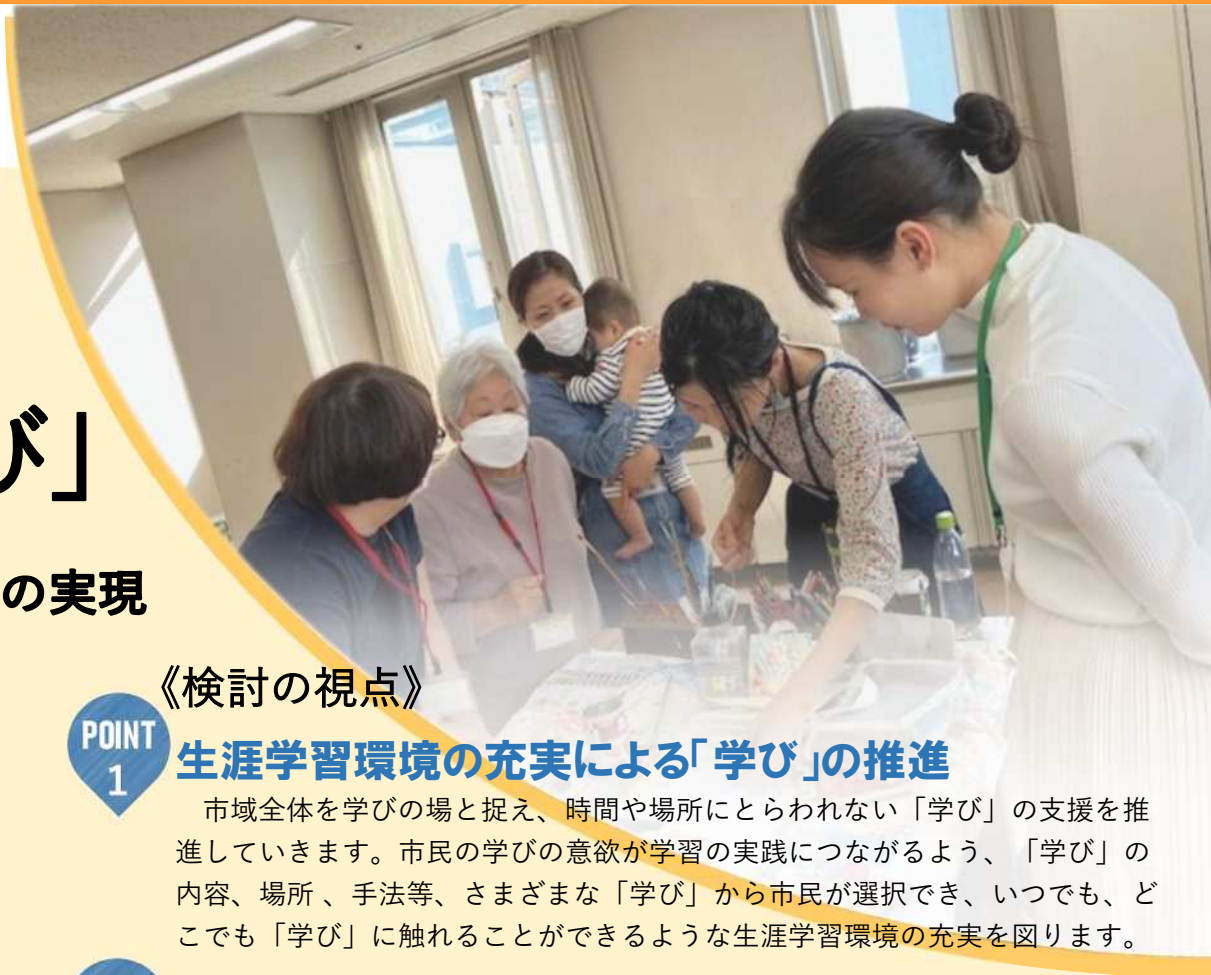
- Project 1 社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実
- Project 2 学校、関係機関などの組織等の枠を越えた連携による切れ目のない支援
- Project 3 教職員が働きやすい環境づくり
- Project 4 生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現

4 “Key Project”について

Project 4

生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現

- 子どもだけでなく、大人にとっても、変化が激しく将来の予測が困難な時代を心豊かに生きていくために、**生涯を通じて学ぶこと**が大切です。さらに、個々の「学び」を社会に発揮することや、「学び」を通じたつながりづくりによって、**ウェルビーイング社会の実現が期待**されています。
- 市民館や図書館を中心とした**市域全体での「学び」の場づくり**や、地域教育会議や地域の寺子屋事業などの**地域での教育活動の推進を一層進めることで、より幅広い市民が学び、互いに学び合いながら、緩やかなつながりが広がるよう検討していきます。**



《検討の視点》

POINT
1

生涯学習環境の充実による「学び」の推進

市域全体を学びの場と捉え、時間や場所にとらわれない「学び」の支援を推進していきます。市民の学びの意欲が学習の実践につながるよう、「学び」の内容、場所、手法等、さまざまな「学び」から市民が選択でき、いつでも、どこでも「学び」に触れることができるような生涯学習環境の充実を図ります。

POINT
2

「学び合い」を通じた緩やかなつながり

個人の「学び」を社会に発揮する人づくりや、「学び合い」による緩やかなつながりづくりを進めていきます。

POINT
3

学校と連携した教育活動

地域と学校が同じ教育理念を共有する「地域学校協働活動」を推進し、大人と子どもが共に学び合う活動の充実を図ります。

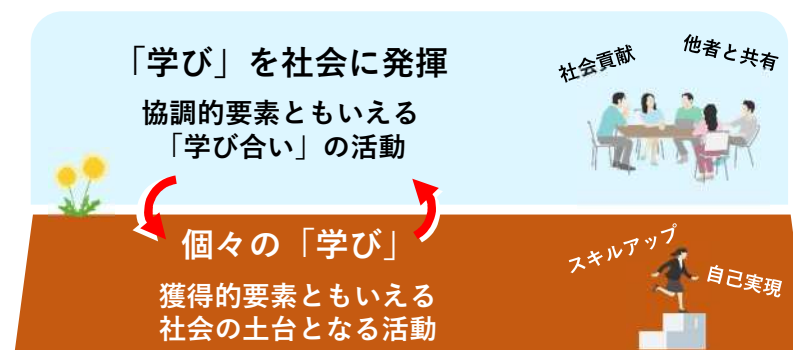
「考え方」で示した方向性

生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現

生涯学習環境の充実による「学び」の推進と、個々の「学び」を社会に発揮できる機会を創出

《プロジェクトの背景》

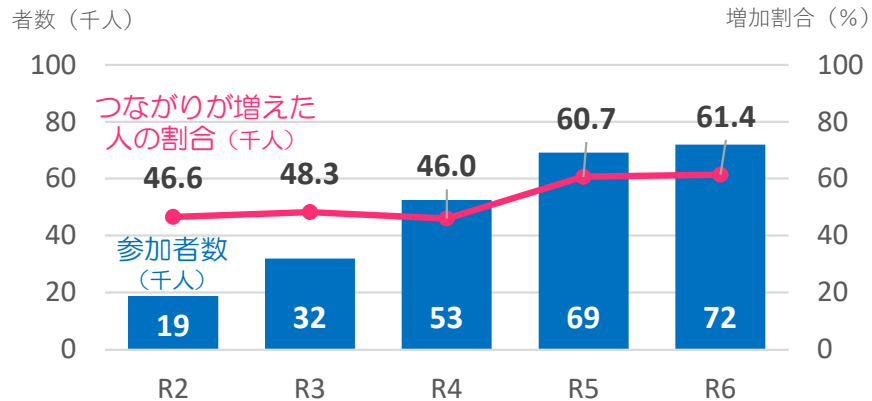
- 子どもだけでなく大人にとっても、変化の激しく将来の予測が困難な時代を心豊かに生きていくために、これまでの価値観や考え方に捉われず、生涯を通じて学び続けることが大切。
- 個人の学びに加えて、異なる背景や立場の人たちが、多様な価値観をお互いに尊重し合い、学び合うことによって、よりよい社会づくりにつながる新しい考え方や価値観を創造していくことが期待されている。



本市の状況

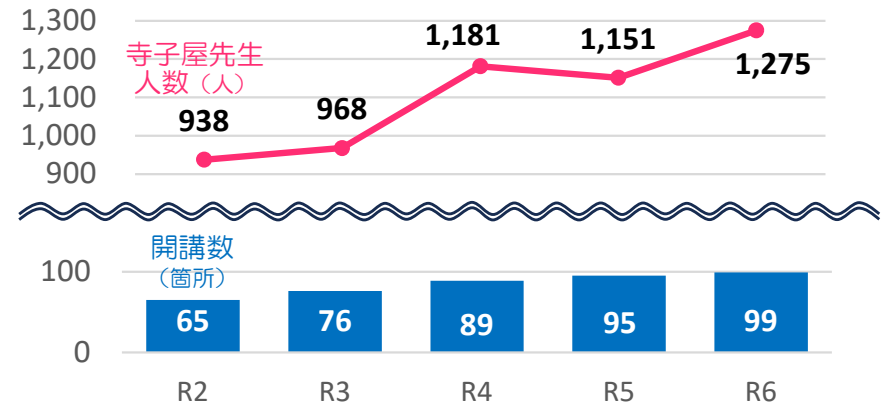
社会教育振興事業の実施状況

社会教育振興事業参加者数とつながりが増えた人の割合の推移



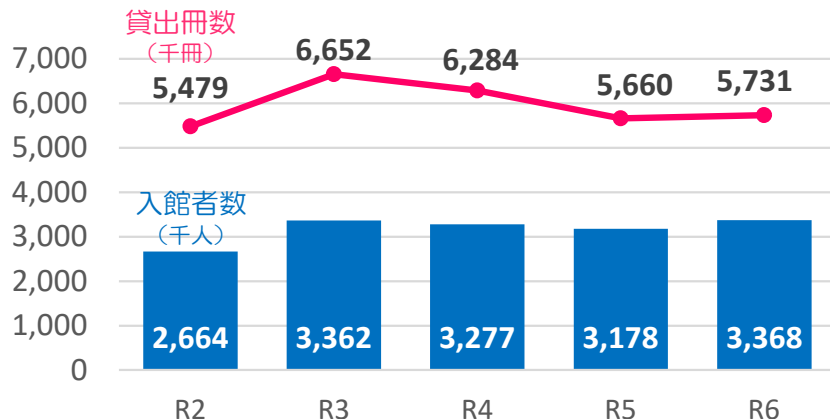
地域の寺子屋での活躍機会

寺子屋先生等の登録状況等



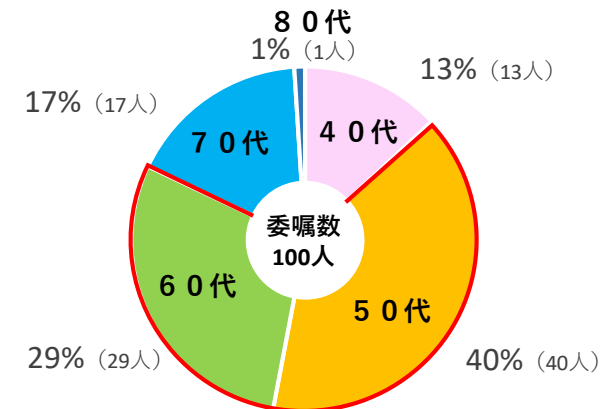
図書館における入館者数と貸出件数

入館者数と貸出冊数の推移



地域教育コーディネーター委嘱状況

地域教育コーディネーターの年齢層 (R7.4.1時点)



Projectの課題

- 生活スタイルや社会環境の変化、興味関心の多様化などにより、「学び」に取り組む時間や場所も様々になっています。あわせて、コロナ禍以降、地域活動の縮小や地域コミュニティの希薄化が加速しており、他者との関わり方についても大きな変化を迎えています。その影響もひとつの要因となり、自身の「学び」を社会や地域に活かしたいと思う市民の数は減少傾向にあります。
- また、社会教育と学校教育ではそれぞれが独自に活動を行うことが多く、個人の「学び」を学校教育活動の充実や、学校教育と連動した社会教育活動で発揮する機会も限られています。
- そのため、「学び」が、いつでも、どこでも、さまざまな形で取り組みやすい生涯学習環境や、「学び合い」を発揮する機会に出会うための、緩やかなつながりづくりを充実させていく必要があります。

Projectの方向性

いつでも・どこでも・さまざまな“学び”に触れられる

市内の至る所で、生涯学習に触れる機会があふれ、興味を惹かれる“学び”に出会い、生涯を通じて自立し、学び続けることができる

“学び”を活かして、さまざまな形で活躍できる

“学び”を社会に発揮できる機会や、同じ想いを持つ仲間と緩やかにつながることができる仕組みがあり、楽しみながら貢献できる

～ 実現に向けて ～

➤ 生涯学習の充実による「学び」の推進

市域全体を学びの場と捉え、時間や場所に捉われない「学び」の支援を推進していきます。市民の学びの意欲が学習の実践につながるよう「学び」の内容・場所・手法等の様々な「学び」から市民が選択できるような生涯学習環境の充実を図ります。

➤ 「学び合い」を通じた緩やかなつながりづくり

個人の学びを、社会に発揮する機会につなげる取組を進め、活動したい個人と活躍の機会のマッチングや、個人や団体同士による情報共有の場づくりなど個人や活動同士の緩やかなつながりを広げます。

➤ 学校と連携した教育活動

地域と学校が同じ想いを共有する学校運営協議会を推進する中で、個人の能力や経験を地域学校協働活動につなげるプラットフォームの構築、社会教育の強みを生かした体験活動や学習活動の充実を進め、子どもがいきいきと育つ環境づくりを進めます。

生涯を通じた「学び」の環境の充実

《主な取組》

行きたくなる市民館・図書館に

市民が集う利用しやすい環境や、居心地の良い空間づくりを行うとともに、様々な学びの充実を、指定管理者制度の導入による民間ノウハウを活用しながら進める。

市内全域を学びの場に

市民館・図書館等の施設から市内全域にアウトリーチし、身近な場所での学びの場づくやまちの資源を生かした取組を進め、まちに飛び出す市民館・図書館の推進を行う。

社会教育施設の施設整備

市民の生涯学習や地域活動の拠点として、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設の長寿命化の推進や利用環境の向上など、市民の生涯学習環境の充実を図る。あわせて、学校施設の更なる有効活用に向けた取組の推進する。

取組 2

「学び合い」社会の実現を支える取組

《主な取組》

活躍の機会を創出

個々の「学び」を発揮できる機会を創出し、活動に関わる人同士の「学び合い」につながる場や教育活動を行う団体同士の緩やかなつながりづくりの場として展開する。

また、活動したい市民と活動をマッチングできる仕組みを構築するなど、持続可能な活動として、さらなる充実を図る。

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を、学校教育と社会教育の両面から連動させて推進する。

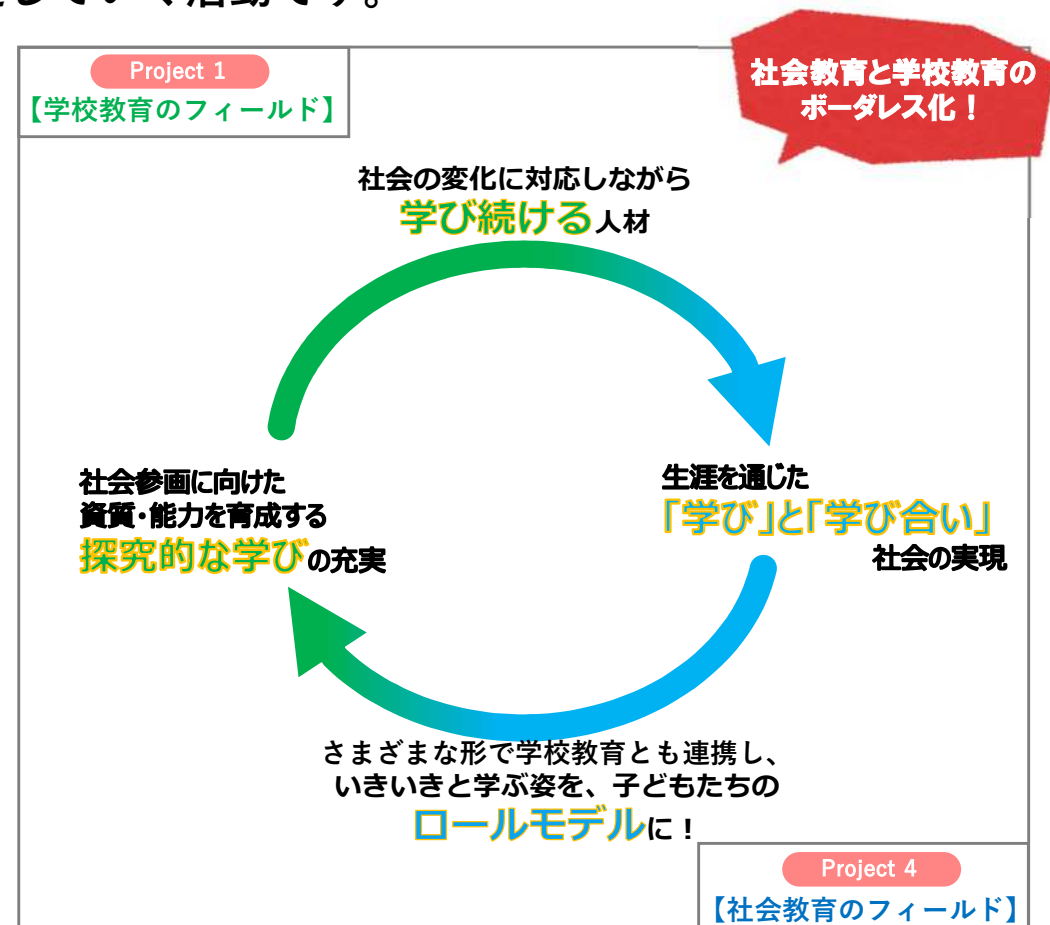
個々の「学び」を
社会に発揮



「学び」を
通じた
つながりづくり

《参考：Project 1 と 4 の関連性》

- Project 1 の探究的な学びの充実と、Project 4 の生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現は、ともに自ら課題を発見し、課題解決に主体的に取り組むことや、他者と意見を交換したり、協働したりしながら新たな価値を創造していく活動です。
- これまで学校教育と社会教育はそれぞれ独自の教育活動として展開することが多く、協働して実施する場合も、一部の限られた人材が、それぞれの活動に「協力する」という形が多い状況でした。
- これからは、学校運営協議会などの場を活用し、地域と学校が同じ想いを共有したうえで、学校教育では「地域・社会の一員としての参画につながる教育」を、社会教育では「さまざまな形で学校教育とも連携し、子どもたちのロールモデルとなるような機会」を増やし、社会教育と学校教育の垣根を低くしていきます。



《参考：関連する主な事務事業》

生涯学習の推進

社会教育振興事業

- ・市民館の順次指定管理者制度の導入（R7年度～）
- ・コミュニティ創出やいこいの場としての魅力ある市民館づくりの実施
- ・出張型講座等の身近な場所での学びの場づくり
- ・多世代へ向けた様々な講座の実施

図書館運営事業

- ・一部図書館での指定管理者制度の導入（R7年度～）
- ・居心地が良く使いやすい図書館づくり
- ・おはなし会やイベントなど本を通じた交流の場づくり
- ・電子図書館の充実や身近な場所での読書の場づくりなどの読書支援

社会教育施設の環境整備事業

- ・宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組の実施
- ・川崎市民館・労働会館の再編整備
- ・幸市民館・図書館改修工事の実施（R8～9年度）

家庭教育支援事業

- ・市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供
- ・PTAによる家庭教育学級への講師派遣と開催支援

文化財保存・活用事業

- ・「国史橘樹官衙遺跡群保存活用計画」等に基づく史跡橘樹官衙遺跡群の整備、史跡めぐり活用事業の実施

社会教育関係団体等への支援・連携事業

- ・講座等の実施や市内の生涯学習に関する情報収集及び情報提供等

地域と学校の連携・協働

地域における教育活動等の推進事業

- ・地域教育会議の実施
- ・川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催
- ・川崎市子ども会議の開催

地域の寺子屋事業

- ・地域の寺子屋事業の実施
- ・寺子屋先生養成講座の開催
- ・地域の寺子屋推進フォーラムの開催

地域とともにある学校づくり推進事業

- ・学校運営協議会の実施
- ・コミュニティ・スクール連絡会の実施

学校施設有効活用事業

- ・予約システムやスマートロック等を活用した利便性の向上
- ・特別教室等の開放拡大に向けた調査や調整等

令和7年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第1回		第2回		第3回		第4回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月24日							
2	幸市民館	6月23日	○						
3	中原市民館								
4	高津市民館	7月2日	○						
5	宮前市民館								
6	多摩市民館	6月5日	○						
7	麻生市民館	5月21日							
8	有馬・野川生涯学習支援施設								
9	図書館	7月8日	○						
10	日本民家園	5月25日	○						
11	青少年科学館								
12	青少年教育施設								

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部 会 名	第 1 回 川崎市社会教育委員会議 幸市民館専門部会
開催日時	令和 7 年 6 月 2 3 日（月） 午後 2 時～午後 4 時 3 0 分
場 所	幸市民館第 3 会議室
出 席 者	＜委員＞梅原委員、大塚委員、片岡委員、夏井委員 （欠席：石渡委員、小泉委員、滝口委員、松井委員） ＜事務局＞加藤幸市民館長、藤田日吉分館長、松下社会教育振興担当係長、 高柳主任、能登管理担当係長
議事項目	(1) 摘録の確認について (2) 管理運営実施状況等について (3) 社会教育振興事業について ア 幸市民館社会教育振興事業 イ 日吉分館社会教育振興事業 (4) 調査・審議事項について ・委員による「市民館についてのアンケート」の集計結果の報告 ・専門部会の報告書（案）

決定・確認事項

- (1) 摘録の確認について
承認
- (2) 管理運営実施状況等について
日常管理についての報告及び 2 月 1 8 日付け報道発表資料「「川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館」の改修工事の実施に伴う施設の利用を休止します」の提供及び報告
- (3) 社会教育振興事業について
実施状況及び今後の予定について報告
- (4) 審議事項について
委員による「市民館についてのアンケート」集計の結果による分析を行い、意見交換がなされた。また、報告書作成に向けて担当の割振りが行われた。

主な意見

- (1) 川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修後の施設の利用について
・改修工事前に図面等を確認したいという要望があった。
- (2) 社会教育振興事業について
・コロナ前後での機能の変化、特に Wi-Fi 等のインフラがどのように活用されているかについて質問があり、会議・打合せで利用しており、講座は現在は対面重視と回答。委員からは、オンライン活用も広げてほしいと要望があった。
- (3) アンケート集計について
・改修の認知度は低い、利用意向は非常に高い。
・改修関係の周知方法を多様な方法で活用することが効果的と提案があった。
・市民の意見を反映した、魅力的なフリースペースがほしい。

その他

傍聴者：2 名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和 7 年度第 1 回 多摩市民館専門部会
開催日時	令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 2 時～午後 4 時
場 所	多摩市民館 第 1 会議室
出 席 者	＜委員＞高梨宏子委員（部会長）、山本和恵委員（副部会長）、伊藤千津子委員、 三品勉委員、澤典子委員 ＜事務局＞坂尾康章館長、篠原和則課長補佐、星野弘明担当係長
議事項目	1 報告事項 (1) 多摩市民館における各種事業について 2 協議事項 (1) 調査・審議事項について

決定・確認事項

- (1) 多摩市民館における各種事業について
・施設の管理運営に係る現況、令和 7 年度社会教育振興事業の概要を事務局から説明した。
- (2) 調査・審議事項について
・今期の調査・審議事項である「市民に行き届く広報」等について意見交換し、その内容を踏まえ次回以降引き続き協議していくこととなった。

主な意見

- (1) 調査・審議事項について
・指定管理に変わることを不安に感じるという意見も出ていたが、指定管理者が作成した高津市民館の新しい利用案内は楽しそうな内容になっている。新しい HP や Instagram でも幅広い年代層に情報を行き届かせることができる。わくわくする形に変わってほしい。
・HP のリニューアルもよいが、顔を合わせて心意気につながっていくことが大切だと思う。
・指定管理者制度の導入目的は、市民からの多様なニーズへの確かつ柔軟に対応するためとあるが、市としての方針や、やらなくてはならない事業もあるので、ニーズへの対応との両面で実施していかなければならない。
・指定管理制度へ移行していくからこそ、広報をどのようにしていくか、直営でやってきたときの課題をメッセージとして指定管理者に伝えていかななくてはならない。広報をしているが中々広がっていない現状は色々な団体が抱えている課題。そうした現状があることを伝えていくことはとても大事だと思う。
・市民館について知ってもらおうということ、開催する講座について知ってもらおうということでは、広報の方向性が全然違うので、分けて考えていく必要がある。
・インターネット自体自分が気になったものしか見ないという状況なので、情報を行き届かせ市民館につなげるネットワークというものを考えていかなければならない。
・広報については年代やターゲットに応じて考えていった方がよい。

その他

傍聴者：1 名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和６・７年度第５回 社会教育委員会高津市民館専門部会
開催日時	令和７年７月２日（水）１３時３０分～１４時５０分
場 所	高津市民館 視聴覚室
出 席 者	【委員】 角田仁、松崎キヨエ、志水里恵、仙北谷力、下尾直子、川口尚志、 【事務局】 岡部慶子（生涯学習支援担当担当課長）、檀徹（高津市民館長）、渡部規（プラザ橋館長）、一井嘉彦（高津市民館副館長）、三枝巧（アクティオ株式会社）、水野達人（生涯学習支援担当担当係長）
議事項目	(1) 第４回高津市民館専門部会摘録について (2) 高津市民館・橋分館の施設について (3) 令和７年度高津市民館・橋分館・生涯学習支援担当事業計画について

その他
傍聴者：１人

決定・確認事項
(1) 第４回高津市民館専門部会摘録について修正なしで了承された。 (2) 高津市民館：大ホール天井等工事予定報告 大ホールの天井脱落防止のための改修。令和８年１０月～令和１０年３月下旬まで、大ホールの利用休止。 プラザ橋：昇降機更新工事予定報告 令和８年１月頃、３日間程度の工事。油圧式からロープ式に更新。 (3) 令和７年度高津市民館・橋分館・生涯学習支援担当事業計画について 社会教育振興事業、自主事業について事業内容の詳細や、予算について説明。 (4) 次回以降の日程 第６回 令和７年１０月２４日（金） １３：３０～１５：３０ 第７回 令和７年１２月１２日（金） １３：３０～１５：３０ 第８回 令和８年 ２月１４日（土） １３：３０～１６：３０
主な意見
(1) 第４回高津市民館専門部会摘録 特に意見は出ず。会議で了承された。 (2) 高津市民館・橋分館の施設について 特に意見は出ず。 (3) 令和７年度高津市民館・橋分館・生涯学習支援担当事業計画について ・パンフレットが分かりやすく色遣いが良くなった。 ・館内のポスターがバステル調になり親しみやすく、利用しやすい雰囲気につながったと思う。 ・指定管理者制度を導入した結果の改善点や課題点を共有したい。 ・「多文化サロン」「障害者社会参加学習活動」のチラシが誰に向けての広報なのか、伝わりやすさを検討いただきたい。

専門部会審議報告書

部 会 名	令和7年度第1回 図書館専門部会
開催日時	令和7年7月8日（火）午前9時45分～午前11時45分
場 所	中原図書館 多目的室
出 席 者	<委員>今野委員（部会長）、金井委員（副部会長）、治田委員、板橋(美)委員、岩井沢委員、板橋(洋)委員、渡部委員、千委員、渡邊委員、但野委員 <事務局>中原図書館 古俣館長、能塚庶務係長・課長補佐、堤利用サービス係長・課長補佐、浅尾図書館システムネットワーク担当係長比良主任、伊藤主任（補助者：荒井会計年度任用職員） （出席：川崎図書館 浅野館長、幸図書館 土屋館長、高津図書館 澁谷館長、宮前図書館 舟田館長、多摩図書館 小林館長、麻生図書館 小嶋館長）
議事項目	1 報告事項 （1）川崎市立図書館の現状等について（令和6年度市立図書館活動報告） 2 協議事項 （1）「学校・地域・関連施設それぞれにおける読書サービスを考える 1」～団体・機関等の図書館及び読書サービスの利用状況、要望、課題等～

決定・確認事項
(1) 川崎市立図書館の現状等について ・令和6年度市立図書館活動報告等について (2) 次回の議題について ・協議テーマ「学校・地域・関連施設それぞれにおける読書サービスを考える」について、「ボランティア」「地域文庫」「その他」を主体として引き続き協議を行う
主な意見
協議テーマに係わる次の課題について対応策や機関連携等の意見交換を行った (1) 読書に係る時間が少ない ・始業前の早い時間帯に読書の時間帯を設けてみる取組の検討 ・読み手（ボランティア他）の育成、保護者にも本を好きになってもらう取組の検討 ・学校運営協議会や地域教育会議との連携による読書機会の増 (2) 図書の蔵書や種類が少ない（主に学校図書館での） ・学校図書館ごとに蔵書を相互利用する取組の検討、子ども読書100選の活用 (3) 読解力の養成に繋がっていない ・日常の生活で言葉を紡ぐ機会が少ない、時間的制約がある ・児童生徒の好きな事柄から「こういう本もある」と紹介し、読書の楽しさや機会に繋げる (4) その他 ・オンラインやデジタルから紙への回帰を進めている国もある
その他
傍聴者：1名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和7年度 第1回社会教育委員会議日本民家園専門部会
開催日時	令和7年5月25日(日)
場 所	かわさき宙と緑の科学館 2階学習室1
出席者	委 員 高橋部会長、大野副部会長、野尻委員、服部委員、長谷川委員、今井委員、大泉委員、吉澤委員 事務局 阿波園長、藤川担当係長、葉山担当係長、磯山職員
議事項目	(1)博物館の事業評価について (2)令和7年度日本民家園事業評価シートについて

計画の中核も担っている」ということを入れてはどうか。
その他
・特になし

決定・確認事項
・令和7年度の事業計画について、「令和7年度川崎市日本民家園事業計画・評価シート」を基に各事業内容について概要やスケジュールを確認しながら意見を交換した。
主な意見
・総入園者数の目標は高すぎではないか。目標達成のための方策はあるのか。 ・屋根裏利用もある程度考慮した耐震改修も検討すべきではないか。 ・収納用の道具は材質に合わせて考えた方がよい。 ・資料の修復は非常に慎重にすべき。あえて修復しない選択肢もある。学芸員でないと触れてはいけないなどの厳しいルールはもう少し見直しても良いのではないか。 ・学校教育のニーズに合わせたプログラムの充実について、GIGA 端末の活用も含めて取り組んでほしい。 ・現行のスタンプシートはなかなか良い。GIGA 端末等にスタンプシートを作り、古民家を巡って電子スタンプを貰うというのを実施してはどうか。 ・実際に現場で対応する方たちには災害時における危機管理マニュアルを共有した方がよい。 ・来園者が少ない時期には土曜日や日曜日にも通常訓練を入れ、一般のお客さんに園として訓練をする姿を見せても良いのではないか。また、訓練時の消防署の総評を共有すると良い。 ・現在県指定文化財の中で国指定になり得るものに関しては、タイミングを見てしっかりと耐震補強と建築の評価をし、国指定にしていければ良い。 ・船越の舞台は、民家園だからといって浄瑠璃や歌舞伎など硬い催し物だけでしか使わないのはもったいない。西口へのアクセスが課題なのであれば、ゴルフ場の無料開放日などを活用してはどうか。 ・博物館の再登録については、資料作成等をして確実に進めてほしい。 ・YouTube をさらに活用すべき。数分の動画であっても、外国人にも動画が一番伝わりやすいのでは。 ・民家園では昔からの暮らしを体で実感できるということを上手くデジタルを活用してアピールしていただきたい。 ・川崎市において建造物の重要文化財は民家園にしかなく、中期計画に「文化財保存活用地域